

令和元年 第7回高鍋町農業委員会 総会 議事録

1. 開催日時 令和元年 7月29日(月) 午後2時から
2. 開催場所 高鍋町役場 第3会議室
3. 出席委員 農業委員 7名
農地利用最適化推進委員 6名
農業委員
1番 大福 裕子 2番 幸妻 正浩 3番 森 清一
5番 宇治橋 俊美 6番 二宮 國光 7番 松崎 久範
会長 坂本 弘志
農地利用最適化推進委員
1番 松井 正一郎 2番 永友 祥一 3番 山口 裕三
5番 永友 定己 6番 木浦 由子 7番 宮越 美秋
4. 欠席委員
8番 橋口 卓史
5. 議事日程
第1 議事録署名委員及び会議書記の指名
第2 会期の決定(別記のとおり)
第3 諸報告
第4 議案第33号 農地移動適正化あっせん事業について
第5 議案第34号 農地法第3条の規定による許可申請について
第6 議案第35号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認について
第7 議案第36号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定について
第8 議案第37号 農地法第3条第2項第5号の規定に基づく下限面積について
第9 議案第38号 高鍋町農業委員会農地相談員設置規則の一部改正について
第10 議案第39号 高鍋町埋却地優良農地化再生事業補助金交付要綱の制定について
6. 事務局職員 事務局長 飯干 雄司 主 査 佐野 由美
係 長 兵藤 衣重 主 査 松元 裕司

(開会14時00分)

[事務局]

ただ今から、令和元年第7回高鍋町農業委員会総会を開会いたします。それでは、会の進行を坂本会長よろしく申し上げます。

[議長]

それでは始めます。本日は、農業委員7名全員が出席です。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会は成立しております。農地利用最適化推進委員は6名が出席です。なお、欠席の橋口卓史推進委員からは、欠席届が提出されております。

これより議事に入ります。

日程番号1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。高鍋町農業委員会会議規則第12条第1項の規定による議事録署名委員につきましては、議長指名とさせていただきます。

本日の議事録署名委員には、7番松崎久範委員、1番大福裕子委員を指名します。なお本日の会議書記には、事務局職員の兵藤衣重係長を指名いたします。

日程番号2、会期の決定につきましては、別記のとおり本日7月29日の1日間といたします。

日程番号3、諸報告を事務局に求めます。

[事務局]

はい。事務局です。資料の2ページをお開きください。まず初めに7月の業務報告についてでございます。主なもののみご説明をいたします。

3日に宮崎県農業者年金受給者協議会総会、16日には常設審議委員会、17日には高鍋町環境保全型農業推進協議会総会に、いずれも会長が出席しております。

今月は23日に現地調査を行ないまして、本日29日総会となっております。また、総会終了後には農地中間管理機構事業の説明会が行なわれますので、よろしく願いいたします。

次に、8月の業務計画でございます。

22日には農業者年金加入推進特別研修会、23日には全国農業新聞市町村巡回、同じく23日に宮崎県女性農業委員連絡協議会総会及び研修会が開催されます。

8月の総会関係でございますが、21日が現地調査、28日に総会開催という予定になっておりますので、よろしく願いいたします。

業務計画は、以上でございます。

3ページをお開きください。

県進達経過報告です。令和元年6月28日金曜日農業委員会総会承認分についてでございます。令和元年6月21日に現地調査、書類審査を行いました。農地法5条申請が4件です。いずれも問題なく許可が出ております。以上でございます。内容につきましては一覧表をご覧ください。以上です。

[議長]

ただいまの報告についてご質問はございませんか。それでは質問等ないようですので、以上で諸報告を終わります。

日程番号4、議案第33号「農地移動適正化あっせん事業について」を議題とします。農地移動適正化あっせん事業実施要領9のアの規定による申し出について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、1番。

令和元年6月27日、貸渡の申し出です。

申出者、〇〇〇〇。農地の所在、大字〇〇字〇〇****番、畑、2,943㎡。

この申し出につきまして、あっせん委員の指名をお願いいたします。

[議長]

ただ今説明が終わりましたが、ご意見、ご質問はございませんか。それでは、あっせん委員の指名をいたします。

1番、借り受け申し出。

担当委員であります7番宮越美秋推進委員、順番委員であります8番橋口卓史推進委員を指名いたします。よろしく願いいたします。

日程番号5、議案第34号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

1 番の案件をお願いします。

[事務局]

はい、7 ページをお開きください。議案第 3 4 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請書承認について」でございます。

1 番。

農地の所在、大字〇〇字〇〇****番、ほか 1 筆。合計面積、8 2 8 m²です。所有権移転です。

譲渡人、〇〇〇〇。譲受人、〇〇〇〇。

担当の松崎委員からご説明をお願いいたします。

[議長]

はい、7 番。

[7 番]

はい、説明します。この申請地は、〇〇を西へ行きますと〇〇の信号機のある交差点があります。そこを 4 0 0 m ほど行った所を右に入る細い道がありますが、そこを東に 3 0 0 m ほど行った所の左側にあります、申請地はですね。

この土地は、〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの無償移転になります。

2 人は兄弟で、贈与ということになります。

現在は何も作付けされていませんでしたが、甘藷かブロッコリーを作られるそうです。

〇〇〇〇さんは、親子 4 人で甘藷とブロッコリーを作付けをされていかれるそうです。以上です。

[議長]

推進委員から補足することがありましたら、お願いします。

はい、6 番。

[推進委員 6 番]

何もございません。

[議長]

はい。事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

今回の申請は、兄弟間の贈与でありまして、本件の権利取得により周辺の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないものと考えられます。

8 ページの方をお開きください。農地法第3条の調査書をつけております。農地法第3条第2項各号に該当してないため、許可条件をみたしていると考えます。以上です。

[議長]

ただ今説明が終わりましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。本件原案のとおり承認することに賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

2 番。

[事務局]

2 番。

農地の所在、大字〇〇字〇〇****番、1, 114 m²。ほか2筆。合計面積2, 125 m²。所有権移転です。

譲渡人、〇〇〇〇。譲受人、〇〇〇〇。

担当の二宮委員からご説明をお願いいたします。

[議長]

はい、6 番。

[6 番]

6 番。略図がありませんので、7 ページを見ていただきたいと思います。

この案件は、狭い農地が3か所に分かれていまして、3か所の農地を合計しても21aしかないんです。この3か所の農地は直線で約1,500m程度の範囲内に収まる位置関係にあります。

まず1か所目、一番上の行ですが、1か所目の水田の場所は、10号線の〇〇の信号の近くの〇〇と、それから比較的最近できた〇〇、この間の狭い道路を海の方に向かって入って行った〇〇です。この水田が3枚の土地の中で一番面積が広いわけですが、11aしかありません。現在は飼料用の稲が作られておりまして、この水田は住宅地にちょうど隣接をしております。

それから次の行ですが、2か所目の水田の場所は、ちょっと場所的には説明

しにくいのですが、ザックリ言いますと〇〇の南の方の〇〇の中にあります。現在は何も栽培されていませんが、荒れてるという状況にはなっておられません。この水田も住宅地にちょうど隣接をしております。

それから3つ目、最後の畑は〇〇の建物から海側に200mぐらいの所です。住宅地の中に取り残された格好の狭い畑で、他人の土地を通らないとその畑に入れないという状況にあります。

隣の空き家のある宅地がありまして、この申請者は、この空き家のある宅地も購入する予定になっております。畑には現在何も栽培されておられません。

申請の理由は、2か所の水田については自家用の稲を栽培する。畑には自家用の玉ねぎを栽培する。こういうことになっております。

現在の経営状況ですが、水田と畑と合わせて、約195aあります。このうち水田が86a。

実はこの譲受人は、書いてあるとおり〇〇在住でして、この86aの水田はすべて〇〇内にあります。畑は170a。この畑もすべて〇〇内にあります。したがって農業の本拠地は〇〇だということになります。

その他にブロイラー20万羽も飼育しているということでした、ブロイラーは、〇〇と〇〇の2か所で飼育をしていることになっております。〇〇に鶏舎が5棟、〇〇に10棟あるということです。

売買価格ですけども、農地の価格としては間違いではないかと思えるほど異常に高いものです。10aあたりの単価に換算しますと、畑は〇〇〇〇円ちょうどです。それから水田を10aあたり換算しますと、〇〇〇〇円ということになっています。購入価格は約21aで、合計で〇〇〇〇円ということになっております。通常の価格の6倍前後の価格がついてるということです。以上です。

[議長]

推進委員から補足することがありましたらお願いします。

[推進委員2番]

〇〇の1、114㎡の田んぼは、今飼料稲が植わっているんですけども、これは譲り受け人が耕作したもんじゃないかと、他の人がしていると思うんですけども、そこらへんの話し合いはできているんですかね。

[事務局]

最終的には譲渡人と連絡つかなかったですけど、譲受人とのその作付けの関係が止まることになるといけないので、先にそここのところを確認をして指導をしていきたいということで、連絡はきちんと取って答えを得るところです。

[議長]

よろしいでしょうか。

[推進委員 2 番]

はい。

[事務局]

続きまして、追加の話をさせていただきます。

譲渡人は司法書士さんですので、なかなか所有農地を耕作することができないため、高鍋町内に農地を探していた譲受人に売却しようというものであります。

売買価格については、先程二宮委員からお話しがありましてとおり異常に高いということで、これは譲渡人の方に確認を取りましたところ、〇〇の土地を、空き家になっている所も含めて、ここを出入り口という形で使うためにこちらも含めて買うということで、その単価に合わせて、他の農地も単価に合わせてその金額でよいということで、譲受人がそれを了承していることを確認をいたしました。9 ページの方を開いていただきますと

[6 番]

今の話しは、宅地並みの価格で取引したということでしょう。

[事務局]

そうです。通常の宅地よりもまだ安い価格であるよということは言われました。

9 ページの方をお開きいただきますと、農地法第 3 条の調査書をつけております。農地法第 3 条第 2 項各号に該当していないため、許可条件を満たしていると考えるところです。以上です

[議長]

はい。ただ今説明が終わりましたが、その他何か質問はございませんか。

それでは、質問ないようですので、採決いたします。本件原案のとおり承認することに賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

次に日程番号6、議案第35号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認について」を議題とします。

1番。

[事務局]

10ページをお開きください。議案第35号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認について」でございます。

1番。

農地の所在 大字〇〇字〇〇****番、田、487㎡。所有権移転です。
譲渡人、〇〇〇〇。譲受人、〇〇〇〇。転用目的は、一般個人住宅です。
担当の二宮委員からご説明をお願いいたします。

[議長]

はい、6番。

[6番]

6番。12ページを見てください。申請地は、この役場の建物の西側の枯れた桜通りを北に進むとすぐに〇〇方面に行く道路がありますけども、そちらに入ってしばらく進むと十字路がありますが、その十字路を少し超えて数十メートル程度先の右手の土地です。

この略図を見ると周りが畑や田んぼの様に見えますけども、周囲はほぼ住宅地になっています。この地図が古いので空地が多い様に見えるということだけです。

この土地を含めて2区画だけが残っているという状況です。現在〇〇県在中の申請者が、高鍋に永住したいということで、この申請地に住宅を建設して居住するという申請をしているものです。

この土地は、一部はこれまで菜園として利用されてきましたけれども、最近になって不動産業者の売り出しの看板が建てられたばかりの所です。

汚水は公共下水道が通っておりますし、雨水も既存の施設がありますので、排水溝が、問題ありません。

事業費ですが、事業費は土地代が〇〇〇〇円。約ですね。端数は省略します。建築費が、〇〇〇〇円です。これも約です。日本住宅ローン株式会社から全額の融資を受けるという書き物が付いております。以上です。

[議長]

はい、事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

水利関係についてでございます。〇〇〇土地改良区は区域外であるということを確認しております。ただ〇〇水利組合の管轄地でありますので、組合長の〇〇〇〇氏に転用について意見を求めましたところ、問題なしであることの同意書を提出していただいております。

申請地は都市計画用途区域、第一種低層住居専用地域に用途地域が定められている地区にある農地であることから、第3種農地であると判断されます。第3種農地は転用許可対象でございます。以上です。

[議長]

ただ今説明が終わりましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。本件原案のとおり承認することに賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

次に日程番号7、議案第36号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定について」を議題とします。

まず所有権移転。

1番。

[事務局]

1番。

農地の所在、大字〇〇字〇〇****番、田、156㎡。

所有権を移転する者、〇〇〇〇。所有権の移転を受ける者、〇〇〇〇。

担当の宮越推進委員よりご説明をお願いします。

[議長]

はい、推進委員7番。

[推進委員7番]

はい、7番推進委員説明します。〇〇〇〇さんと、〇〇〇〇さんとの、これは無償の所有権移転となります。

申請地は、〇〇交差点の入り口側の方に農道があるんですけども、その農道を西へ200m下った所の排水があった左側の横に申請地はございます。

〇〇〇〇さんは、元々〇〇の人なんですけども、今は、〇〇の老人ホームにいらっしゃるんですけども、息子さんに相続を希望されたんですけども、息子さんが貰ってもしようがないということで、農業委員に誰か買ってもらえる方はいないかというご相談があったので、その上で隣に田んぼを作っている〇〇〇〇さんに相談をしたところ、まあいいでしょうと快く受けていただいたので、今回の案件になりました。

現状は、管理はされていませんけども、なかなか高速道路関係で取られた後の残りということで入り口もなく、なかなか売りにくいような場所ではあったんですけども、たまたま隣に作っていたということでお願い、作って貰えるということで、今後は、そこの畦を壊して1枚にして飼料稲などを作付けするという予定にしております。以上でございます。

[議長]

はい、事務局及び担当推進委員の説明が終わりました。ご意見、ご質問はございませんか。はい。

[3番]

いくらだった。

[推進委員7番]

無償移転ということでお金は掛かっておりません。相手の方も、もうお金はいらないのでとにかくこれを処分したいということの話で、今回あげさせていただきました。

[議長]

その他、それでは、質問等ないようですので、採決いたします。本件原案のとおり決定することに賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

次に利用権設定。

1番、お願いします。

[事務局]

はい、1番。

農地の所在、大字〇〇字〇〇****番、畑、5, 413 m²。

利用権を設定する者、〇〇〇〇。利用権の設定を受ける者、〇〇〇〇。

担当の木浦推進委員よりご説明をお願いします。

[議長]

はい、推進委員6番。

[推進委員6番]

はい、6番、説明します。この案件は、2月の時点であっせん申し出があったのですが、その時点では畑がちょっと使える状態ではなかった。隣の山の木が倒れていたり、何か機材が置いてあったり、前作っていた人の、そういうのがあったのでちょっと無理かなと言って。

事務局に相談して片付けていただくようお願いしたのが、5月か6月ぐらいに片付けていただいて、その時点ではちょっと買う人がまだいなかったのです。

〇〇〇〇さんが借りたいということで、一応5年間の定期契約で借りていただくように決まりました。よろしくをお願いします。

[議長]

事務局より担当推進委員の説明が終わりました、ご意見、ご質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。本件原案のとおり決定することに賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

次、2番。

[事務局]

はい、2番。

農地の所在、大字〇〇字〇〇****番、畑、2, 850 m²。ほか5筆

利用権を設定する者、〇〇〇〇。利用権の設定を受ける者、〇〇〇〇。

担当の木浦推進委員よりご説明をお願いします。

[議長]

はい、推進委員6番。

[推進委員 6 番]

はい、6 番説明します。この案件は急にちょっと決まった案件でして、〇〇〇〇さんがたまたま通りかかった時に、この荒れてる畑を見て借りたいということで事務局に申し出があつて急遽決まった案件なんです。

それでちょっと 2 筆ぐらい隣りに木が立っていて日当たりが悪いということで、ちょっと無償になっている部分もあります。けど、他の部分はちゃんとできるの、竹原さんが借りたいということです。よろしくお願いします。

[議長]

事務局及び担当推進委員の説明が終わりました。ご意見、ご質問はございませんか。

それでは質問も無いようですので採決いたします。本件原案のとおり決定することに賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

次に日程番号 8、議案第 37 号「農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定に基づく下限面積について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

[事務局]

議案第 37 号、農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定に基づく下限面積について。上記議案を、別紙のとおり提出いたします。令和元年 7 月 29 日、高鍋町農業委員会会長、坂本弘志。

18 ページをお開きください。農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定に基づく下限面積について。

「農業委員会の適正な事務実施について」(農林水産省経営局長通知)の一部改正により、農業委員会は、毎年、下限面積(別段面積)の設定又は改正の必要性について審議することになったことから、今年度の下限面積(別段面積)について以下のとおり提案します。

方針、下限面積については、法律で定められた 50 a とし、別段の面積の設定は行わない。

理由、農地法施行規則第 17 条第 1 項及び第 2 項に規定された別段の面積の基準には該当しないため。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

それでは質問も無いようですので採決いたします。本件原案のとおり承認することに賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

次に日程番号9、議案第38号「高鍋町農業委員会農地相談員設置規則の一部改正について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

[事務局]

はい、ご説明いたします。資料は19ページからになります。19から21ページ。それと後程説明は、この別刷りの新旧対照表にそってまた説明をさせていただきますのでよろしく願いいたします。

農地相談員は、平成28年度に設置規則を制定し県の補助事業として1名を雇用いたしております。その後平成30年度には県の補助対象外となりましたが、町の単独事業として雇用を継続いたしており、現在に至っております。

今回、規則の改正を提案させていただきましたのは、補助事業の終了など制度の改正等を反映させるとともに、その他所要の改正を行なう必要があることから、提案させていただいたものでございます。

それでは、先程申しました、新旧対照表でご説明をさせていただきます。表の左側が現行の規則で、右側が改正後の規則というふうになっております。なお改正点は、アンダーラインを引いている箇所でございます。なお、第1条、第2条などの条につきましては、改正後の条でご説明を申しあげます。

まず、第1条の趣旨についてでございます。そのアンダーラインの部分が補助事業名となっております。補助事業の対象外となっておりますので、農業委員会の主たる使命であります農地等の利用の最適化の推進を円滑に実施するためと言うふうに変更するものでございます。

第3条につきましては、事業の実施期間内というふうに規定をしておりましたが、任期は年度単位でという規定に改めまして、任用期間を明確化したものでございます。第4条につきましては、現行規定におきましては身分が明記をされておりましたので、新たに明確化するもの。

第5条につきましては、実際の勤務につきましては週5日8時25分から5時10分までとなっております。現行の勤務体系に合わせたものに改めるものでございます。

第6条から第8条につきましては、現行規定に定めがございませんでしたので、新たに定めるものでございます。

第9条につきましては、現行の報酬につきましては、各種委員会の委員さんが会議等に出席された場合、4時間を超える場合に支給される報酬の額を適用いたしておりましたが、本来、この規定につきましては、常勤の場合の報酬の規定ではございませんので、現状に即した形で、嘱託員の報酬の額を適用し、合わせて支給日等の規定を新たに明記するものでございます。

第10条及び第11条においては、服務等の規定を整備いたしまして、第12条、第13条におきましては、公務災害補償及び社会保障の規定を明記するものでございます。説明は以上でございます。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

それでは質問も無いようですので採決いたします。本件原案のとおり承認することに賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

次に日程番号10、議案第39号「高鍋町埋却地優良農地化再生事業補助金交付要綱の制定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

[事務局]

はい、事務局です。ご説明いたします。資料の方は22ページ、23ページでございます。

高鍋町埋却地優良農地化再生事業補助金交付要綱の制定についてご説明申し上げます。

平成22年の口蹄疫発生時、緊急に埋却地を確保する必要があったことから、宮崎県農業振興公社に対し、農地保有合理化事業を活用した買い入れを要請し、町内で6か所の公社保有の埋却地ができることとなりました。平成25年の発掘禁止期間終了後、農地としての再生事業を行い、売り渡しを実施してきましたが、染ヶ岡の埋却地1か所のみ買い手がみつからない状況が続いております。

この埋却地は、もともと養鶏場の跡地であり公社の買入価格が10a当たり100万円と高額であったため、売り渡し価格を買入価格の7割に設定しても、過去に栽培実績がない土地であること、また、埋却地であることがリスクとして捉えられているようで、いまだ売却には至っておりません。

口蹄疫発生から10年が経過する来年度からは、宮崎県農業振興公社が埋却地購入時に借り入れた資金に金利が発生することとなっており、年度内に売却するため県及び農業振興公社と協議を重ねております。

このような状況からより積極的に購入を検討していただけるよう埋却地購入に対して、土壌改良費相当3年間分として10a当たり15万円、1平方当たりいたしますと150円の補助を行なうため、補助金交付要綱を制定しようとするものでございます。説明は以上でございます。

[議長]

ただ今説明が終わりましたがご意見、ご質問はございませんか。

[3番]

ちょっといいですか。

[議長]

はい、3番。

[3番]

この案件は、去年だったか、3条で上がってきて可決がされた案件ですよ。その部分でその申し出か何かがその後あってこういうことになったのですかね。

[議長]

はい、事務局。

[事務局]

すいません。〇〇〇〇さんとの利用権ですよ。強化法の方で。

[3番]

そうです。強化法やった。

[事務局]

分かりました。期間がですね。

[3番]

2年間無償で借りて、あと買い取る条件で設定されていたような。

[事務局]

その後には、買い入れを検討されていたようですが、あの台風などの災害で

経営が悪化して、ちょっと買い入れが見えなくなったということで、他に候補者がいれば、そちらにお譲りしますという返答を聞いております。

[議長]

はい、良いですかね。はい、推進委員 5 番。

[5 番]

もしこれを買いたいという人がおった場合は、どういう形で申請したら良いですかね。

ここの土地を買いたいという人が現れた場合は、多分買いたいと言う人は分からないものですよ。こういうことが出てる案件自体を知らないんですよ。

[議長]

はい、じゃあ事務局。

[事務局]

はい、お答えいたします。この土地につきましては、今日の会議で可決していただきました後に、お知らせしたかなべ等で載せる予定にしております。

町外の方については、お配りするものが無いものですからお話がきている方がいらっしやいますけども、その方には私の方から直接連絡をいたします。

後はホームページの方も今から検討をさせていただきたいと思っております。以上でございます。

[6 番]

よろしいでしょうか。

[議長]

はい、6 番。

[6 番]

いいですか、6 番。この交付要綱は農業委員会で作るんですか。これは補助金の交付要綱ですよ。農業委員会で作るんですか。

[議長]

はい、じゃあ事務局。

[事務局]

はい、農業委員会の予算で支出をいたしますので、補助金の交付要綱を作るのは農業委員会でございます。財政経営担当の合議をいただいて、副町長の決裁までいただいて、こちらの総会で審議をいただき可決をいただきたいと思いますと考えております。以上でございます。

[議長]

その他よろしいでしょうか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。本件原案のとおり承認する事に賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

以上で本日の議案の審議すべてを終わりました。これをもちまして、令和元年第7回 高鍋町農業委員会 総会を閉会いたします。どうもご苦労さまでした。

(閉会 14時55分)